

令和7年12月16日

入札説明書

長崎県 農林部 農政課

1 公告

公告日 令和7年12月16日
公告番号 7農政第76号

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」冊子デザイン・印刷等業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

(3) 業務内容

別添「『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務 仕様書」のとおり

3 当該契約事務に関する担当部局

住所：〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
名称：長崎県 農林部 農政課 企画班
電話番号：095-895-2913（直通）
電子メール：s07010@pref.nagasaki.lg.jp

4 入札方法

総合評価一般競争入札

5 スケジュール

別紙スケジュールのとおり

6 入札参加者の資格要件

入札公告「2 競争入札に参加する者に必要な資格」のとおり

7 開札までの手続に関する事項

(1) 入札説明書等の交付期間及び場所

入札公告「4 入札説明書等の交付期間及び場所」のとおり

(2) 入札説明会 実施しない

(3) 入札参加資格の審査

①入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加希望者は、競争入札の参加者の資格等（告示）（令和7年12月16日付け7農政第76号）に基づき資格の審査を受けなければならない。

②入札参加資格審査結果通知

入札参加資格の審査結果は、令和8年1月6日（火）付けで「資格審査結果通知書」を申請者に郵送した上で、電話連絡を行う。

(4) 質問受付・回答

当該入札の内容等について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

② 提出様式：質問書（第10号様式）

②提出先：「3 当該契約事務に関する担当部局」

③提出方法：電子メールによる。このとき、タイトルは「『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務委託 質問書（事業者名）」とし、提出後、「3 当該契約事務に関する担当部局」へ質問を送信した旨、電話で連絡すること。

④受付期間：令和8年1月13日（火）午後5時まで

⑤回答：質問に対する回答は、随時電子メール等で行う。最終の回答は令和8年1月15日（木）とする。なお、回答書は質問書を提出した事業者を含め、入札参加希望者すべてに送る。

（5）技術提案書等の審査

①提出書類

入札参加希望者は、「『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務委託 技術提案書作成要領」に基づき技術提案書等を提出し、「『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務委託 落札者決定基準」に基づき審査を受けなければならない。

②提出期限及び場所

入札公告の「3(8)技術提案書の提出期限及び場所」のとおり

③提出方法

入札公告の「3(8)技術提案書の提出期限及び場所」のとおり

④取扱い

ア 7(3)②の通知において、「資格がない」と通知された者の技術提案書は受け付けない。

イ 入札参加者は、提出期限後、その提出した技術提案書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

ウ 提出された技術提案書等の返却は行わない。

エ 技術提案書等の記述が、著作権などの日本国の法令に基づいて保護される対象となっているものを使用した結果生じる責任は、入札参加者が負う。

オ 落札した者が提出した技術提案書は、仕様書として契約事項になるため、確実に実施可能な内容として作成すること。技術提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる場合がある。

カ 提出された技術提案書等は審査会でのみ使用する。

⑤技術提案書審査結果通知

技術提案書の審査結果は、令和8年1月21日（水）（予定）で「技術提案書審査結果通知書」を入札参加者に郵送した上で、電話連絡を行う。

（6）入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。

※落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。

イ 次のいずれかに該当する場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金を免除します。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に同種同規模の契約を2回以上締結し、その内容を証明するものを2件以上提出したとき。なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しとし、「同規模」の判断は、見積もった契約希望金額に応じて、次の区分で提出すること。

（a）3,000万円以上

（b）3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、最低でも100万円を超える金額の契約締結の証明が必要です。）

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

- ・入札保証金を納付する場合は、令和8年1月16日（金）午後5時までに、「3 当該契約事務に関する担当部局」へ「入札保証金納付申出書（別紙2）」を提出すること。
(郵送可。必着。)
- ・申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの金融機関において納付してください。
- ・納付を確認するため、「入札保証金納入届出書（別紙3）」に金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを添えて、令和8年1月23日（金）の入札開始前までに「3 当該契約事務に関する担当部局」へ提出すること。
(郵送可。必着。)

オ 注意事項

- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して5日（県の休日除く）目としてください。
- ・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく55千円となるのでご注意願います。入札保証金が50千円の場合は、909,090円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。
- ・入札保証金の免除手続き書類は、令和8年1月16日（金）午後5時までに、「入札保証金免除申請書（別紙4）」を「3 当該契約事務に関する担当部局」へ提出すること。
(郵送可。必着。)

※審査等が必要ですので早めに提出をお願いします。

②契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除されます。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に同種同規模の契約を2回以上締結・履行し、その履行を証明するものを2件以上提出したとき。なお、履行を証明するものとは、締結した契約書の写し及び発注者の履行証明書等とし、「同規模」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える金額の証明が必要です。）

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(7) 入札書の提出

①提出様式、提出日時及び提出場所

入札公告の「3 (9) 入札の期日及び場所」のとおり

②作成方法

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものと

する。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。

- イ 入札金額(首標数字)は訂正することができない。
- ウ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- エ 入札者が代理人である場合は、委任状(第7号様式)(委任者の届出済の印鑑を押印したものに限る。)を提出すること。適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。

③入札の無効

入札公告の「9 入札の無効」のとおり

④開札

- ア 開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。立会は、1業者2名までとする。
- イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ウ 1回目の開札で、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札者がいなかつたときは、3回を限度として、再度の入札を行う。3回までに決定しない場合は、総合評価点(技術評価点と価格評価点の合計点)が最も高い者と見積の協議を行う場合がある。

⑤落札者の決定方法

「『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』冊子デザイン・印刷等業務委託」落札者決定基準のとおり

⑥入札の中止等

- ア 入札参加者が相通じ又は不穏な行動をなす場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめがある。
- イ 天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめがある。
- ウ 入札を中止、延期したことにより、入札参加者が損失を受けても、長崎県は賠償の責を負わない。

(8) 入札結果等の公表

入札結果については、技術評価点、価格評価点、総合評価点すべてを公表します。

また、予定価格についても、入札結果と併せて公表します。

8 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた日から5日(県の休日を除く)以内に契約締結ができるよう「3 当該契約事務に関する担当部局」と協議を行ってください。
- (2) 総合評価において評価された項目については、原則としてすべて契約の内容とすることとし、その履行を確保するものとします。履行されない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる場合があります。
- (3) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)の定めによります。

9 その他

- (1) 技術提案書に係る一切の費用は、入札参加者の負担とします。
また、提出した技術提案書については、返却しません。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。